

感染症対応力向上基礎研修

～新興感染症が発生した場合の業務について（概要）～

2025.7.25 浜松市保健所生活衛生課

はじめに

根拠法令

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法

はじめに

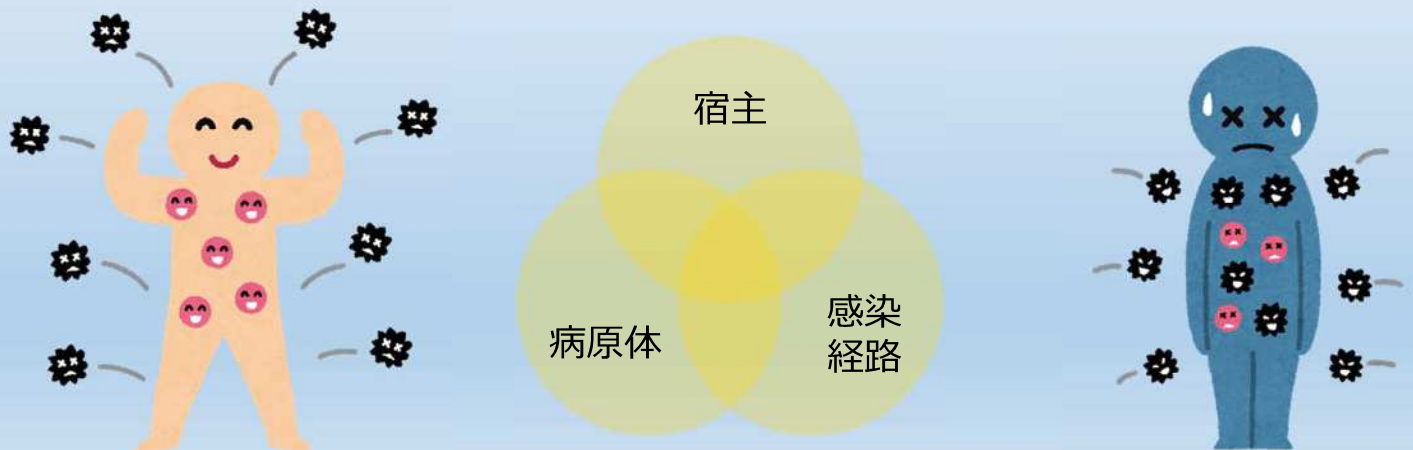
目指すべき目標

- 1.感染を拡げない（疫学調査）
- 2.助けられる患者を死なせない（健康観察・入院調整）
- 3.職員が感染しない（検体採取・患者移送）
- 4.災害対応の気持ちで（支援側の心構え）

はじめに

感染症とは

病原体（細菌、ウイルスなど）が体内に侵入し、
増えることによって異常（症状）が生じる状態のこと



新興感染症が発生した場合の業務について

～業務の流れ1～ 積極的疫学調査

発生届提出

- ・ 届出基準の確認（感染症法第12条）
- ・ 患者リスト入力

疫学調査

- ・ 感染源調査（感染症法第15条）
- ・ 接触者調査

患者・濃厚接触者の対応

- ・ 自宅療養or宿泊療養の説明（感染症法第44条の3）
- ・ 検査の案内（感染症法第15条）

新興感染症が発生した場合の業務について

～業務の流れ2～ 医療調整

健康観察

- ・ 体調確認（感染症法第44条の3）
- ・ 体調悪化の場合は外来受診or入院調整
- ・ 生活支援（感染症法第44条の3）

入院調整

- ・ 医療機関の担当者への相談（感染症法第19条及び20条）
- ・ 患者の移動方法や時間調整

患者移送

- ・ 職員による移送（PPE着脱）（感染症法第21条）
- ・ 委託業者（タクシー・ドライバー）による移送

新興感染症が発生した場合の業務について

～業務の流れ3～ 退院

退院に関する 対応

- ・ 退院等の届出の確認（医療機関提出）（感染症法第22条）
- ・ 病原体を保有していないことの確認（検査など）

行政検査

- ・ 濃厚接触者の検査（感染症法第15条）
- ・ 病原体を保有していないことの確認（感染症法第22条）

療養証明書

- ・ 宿泊・自宅療養の証明書発行（法的根拠なし）
- ・ 証明書の申請に関する対応

新興感染症が発生した場合の業務について

～業務の流れ4～ 事務手続き

文書事務

- ・ 入院勧告書・就業制限通知書の作成・発送（感染症法第18～20条）
- ・ 公費負担申請書に基づく事務（感染症法第37条）

感染症審査協 議会運営

- ・ 事務局としての運営（委員への日程調整）（感染症法第24条）
- ・ 当日資料の作成

医療費事務

- ・ 入院医療費・検査費用の公費支払い（感染症法第37条）
- ・ 保険審査機関の手数料支払い

～業務の流れ5～ その他

- 電話相談
- 公表（報道対応）
- 受診調整（病院での検査調整を含む）

- 財政措置
- 応援体制構築
- 医療機関・医師会との調整
- 委託契約
- 国通知の読み解き
- マニュアル作成

～各種業務内容～

1.発生届について（感染症法第12条）

発生届とは、 . . .

対象の感染症の患者を診断した医師および獣医師が最寄りの保健所届出なければならないとする届出。

対象疾病

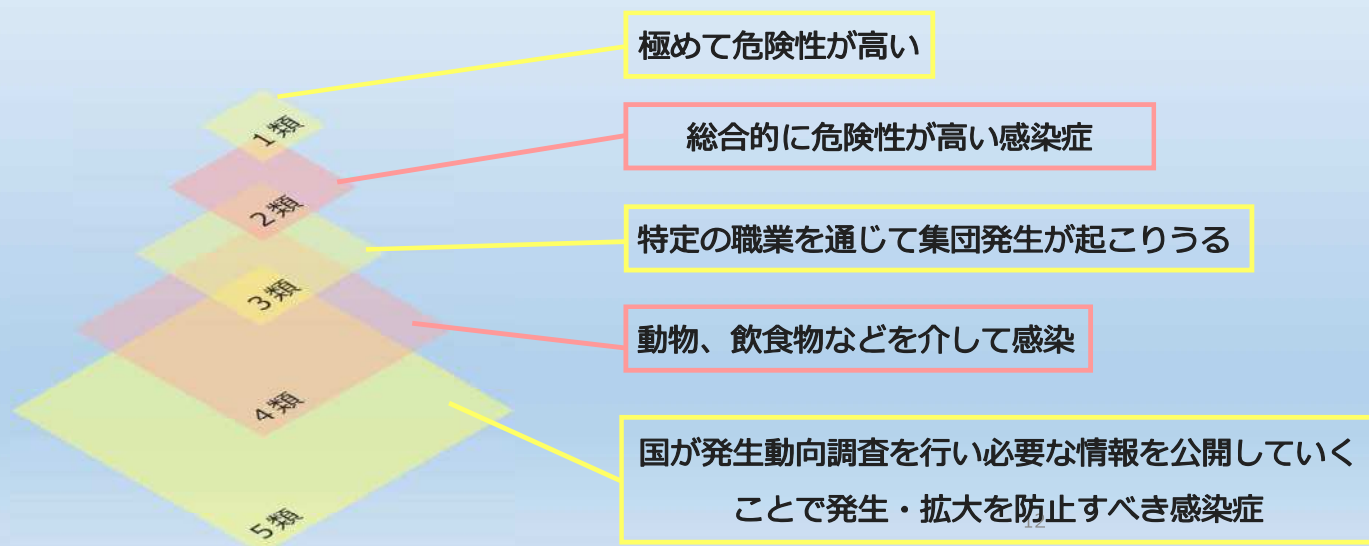
医師：感染症法に規定されている 1 類～ 5 類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

獣医師：エボラ出血熱（サル）、マールブルグ病（サル）、鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）（鳥類に属する動物）ほか7疾病

1.発生届について

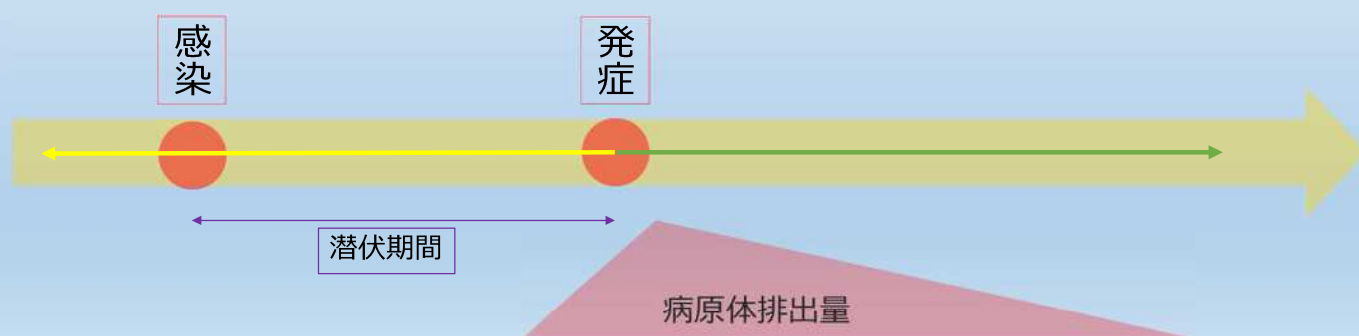
1 類から 5 類感染症

「感染力」と「重篤性」などにに基づき分類されている



2.疫学調査について（感染症法第15条）

目的：感染源及び接触者を特定することで感染拡大・まん延を防止する



2.疫学調査について

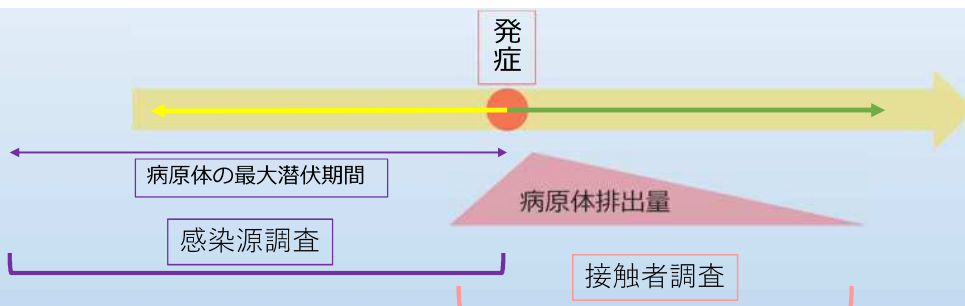
聞き取り内容について

やること

1. 感染源調査
2. 接触者調査

聞き取りのポイント

- いつ、どこで、だれと、どのような状況であったか／過ごしたかを確認する
※病原体の感染経路を把握して、濃厚接触者の判断をする（基準は国が示している）
- 直近の感染者の共通の行動歴があればキーワード（例、キャバクラ、〇〇で会食など）として確認する。
- 不特定多数の人が利用数場所の行動歴が確認できた場合、クラスターの可能性があるため施設調査を実施する
- 全ての患者が調査に協力的とは限らない（行動歴を隠す患者は一定数存在する）



3.濃厚接触者の対応（感染症法第44条の3）

やること

1. 自宅待機をお願い（患者との最終接触日から潜伏期間の最終日まで）
2. 検査協力をお願い（状況により対象が変わる、ほとんどの人が検査を希望する）
3. 体調確認をお願い（体調不良が生じたら連絡をお願いする）
4. 不安への対応

最終接触日

病原体の最大潜伏期間



4.健康観察について（感染症法第44条の3）

やること

1. 体調の確認（重症化した患者を医療につなぐ、避けられる自宅療養中の死亡）
2. 不安の対応

注意点

1. 連絡がつかない患者について（複数回の電話・現地確認）
2. 外来受診・入院の判断について（本人の希望、患者の発生状況に応じて基準が変わる）



5.入院調整について（感染症法第19条及び20条）

やること

1. 医療機関の入院窓口と調整
2. 患者への入院方法の案内

注意点

1. 入院患者が増えるほど、入院の条件が厳しくなっていく
2. 当番制で入院医療機関の担当が決まるが、
1度断られると全ての医療機関に調整しても入院できないことが多い

6.患者移送について（感染症法第21条）

やること

1. PPEの着脱
2. 感染しないように最大限、気を付ける
3. 患者の健康・安全の確保（看護師の同乗を必須としていた）

注意点

1. 患者の世間体に配慮（初期ほど患者への差別・偏見が強い、患者自身も気にしている）
2. 正しいPPEの着脱
3. 消防との連携が重要！（保健所の移送車では患者の処置はできない）

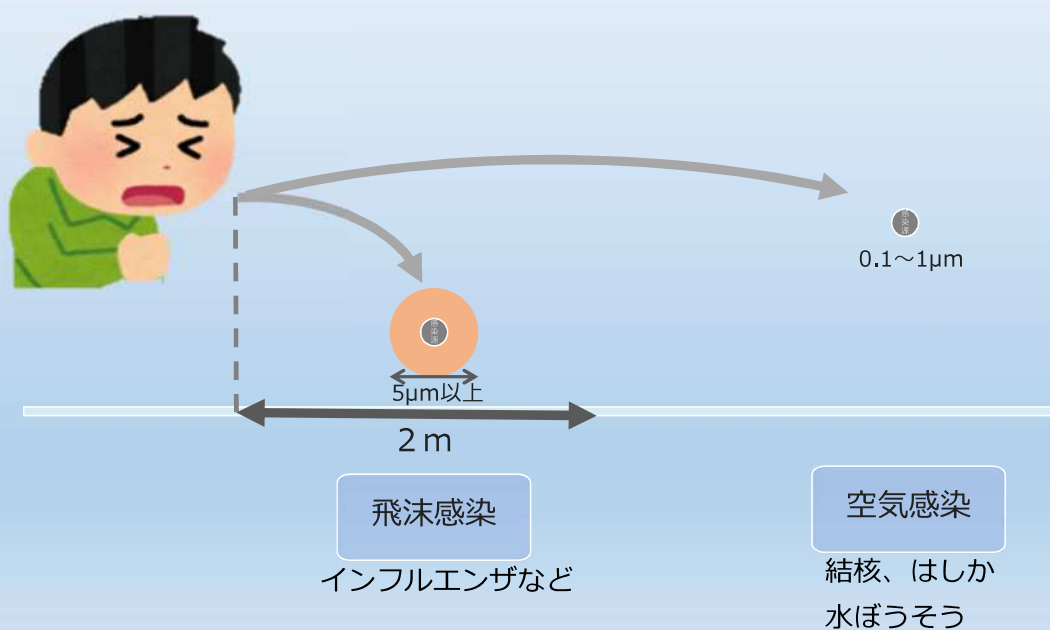
6.患者移送について

感染経路について



6.患者移送について

飛沫感染～空気感染について



7.行政検査について（感染症法第15条）

行政検査とは

行政（保健所）が実施する検査のこと。地方衛生研究所にて検査を実施している。医療機関で検査できない場合や保健所が必要と判断した検査について実施している。

行政検査の目的

- 退院基準を満たすための検査
- 濃厚接触者の陰性確認（検査の能力（キャパシティ）に応じて実施）

浜松市保健環境研究所（行政検査の実施機関）

- 感染症予防計画で目標件数・検査機器の台数を掲げている
- 感染症危機発生時に最初に行政検査を実施する。

8.療養証明書について（根拠なし）

療養証明書とは

患者が自宅療養又は宿泊療養をしていた場合に健康観察を実施していた行政が発行する証明書

患者の療養証明書の使い道

- 保険会社へ医療保険の請求のための添付書類として
- 職場へ提出する罹患証明書として



9.文書事務について

1 類感染症・2 類感染症の患者に通知する文書

1. 入院勧告書
2. 就業制限通知書

入院した患者の医療費の公費負担事務について

- 公費負担申請書の受付事務
- 代行申請のお願い（入院医療機関宛て）



10.感染症診査協議会について（感染症法第24条）

感染症診査協議会は症状が急性で、迅速かつ的確な対応が必要とされる一類感染症・二類感染症等の患者の入院の必要性等について、学問的、専門的及び法律的観点から診査する機関。

入院の必要性及びその機関の判断について、行政の独断を排除し、その妥当性を担保する。

構成委員

- 感染症指定医療機関の**医師**
- **感染症の患者の医療に関し学識経験**を有する者（感染症指定医療機関の医師を除く）
- **法律に関し学識経験**を有する者
- **医療及び法律以外の学識経験**を有する者

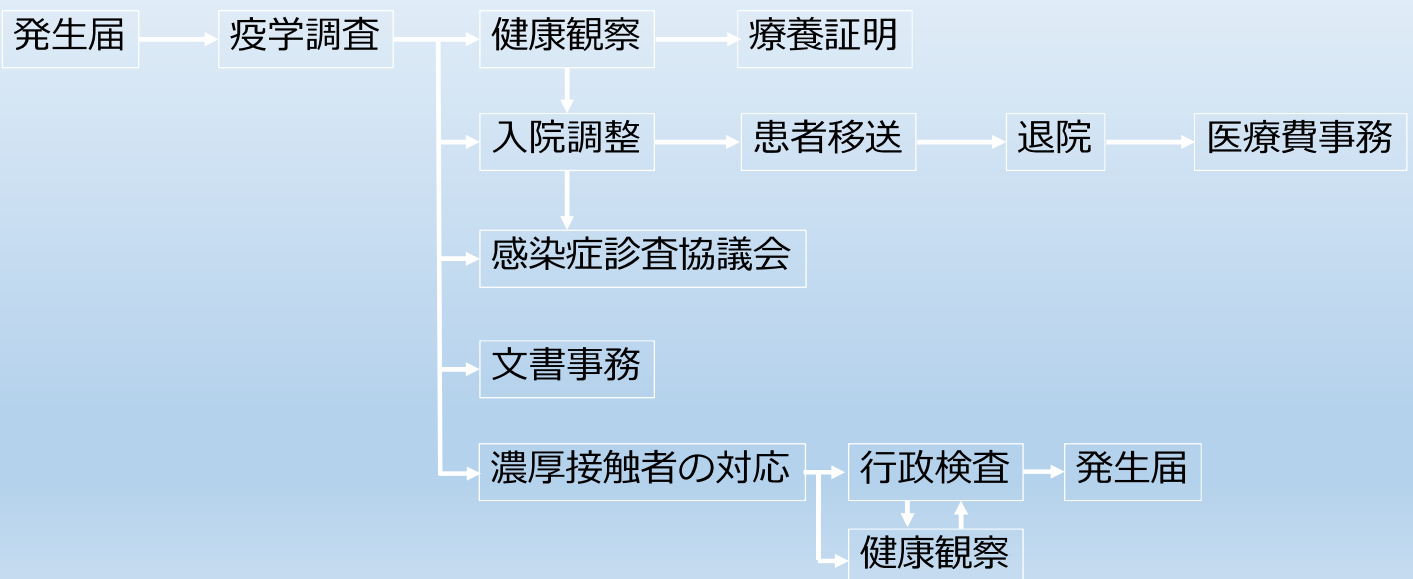
※過半数は医師のうちから任命しなければならない

11.医療費事務について（感染症法第37条）

やること

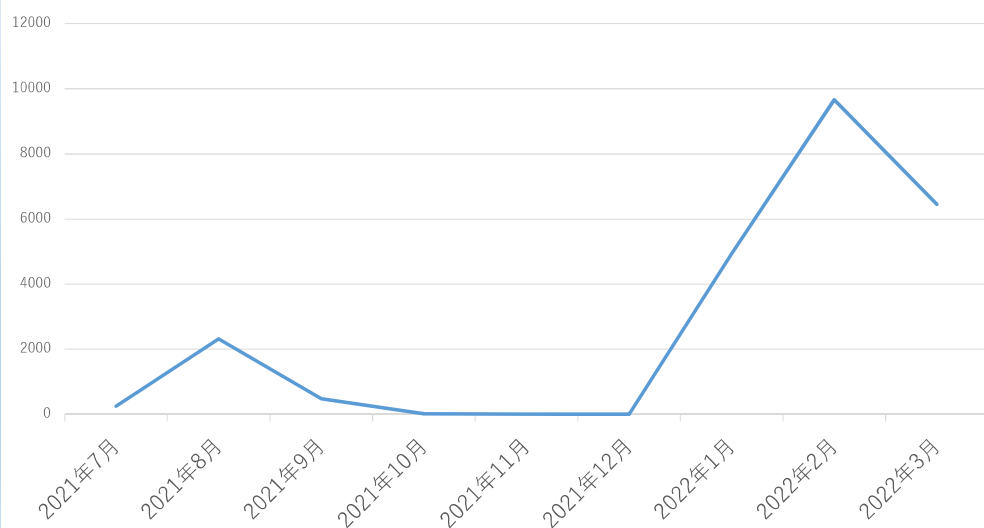
1. 入院した患者への公費負担申請書の送付
2. 申請書の提出後、自己負担の有無の確認
3. 保険審査機関から医療費（入院医療費・検査費）に関する請求がくるため、支払いを行う
4. 医療費急増に伴う予算管理（【補正要求→不足・流用→補正後・流用戻し】×4/年）
5. コロナ終了後（令和6年度・7年度）の対応（予算要求の根拠作成）

12.全体像について（業務の流れ）



業務量について（患者数）

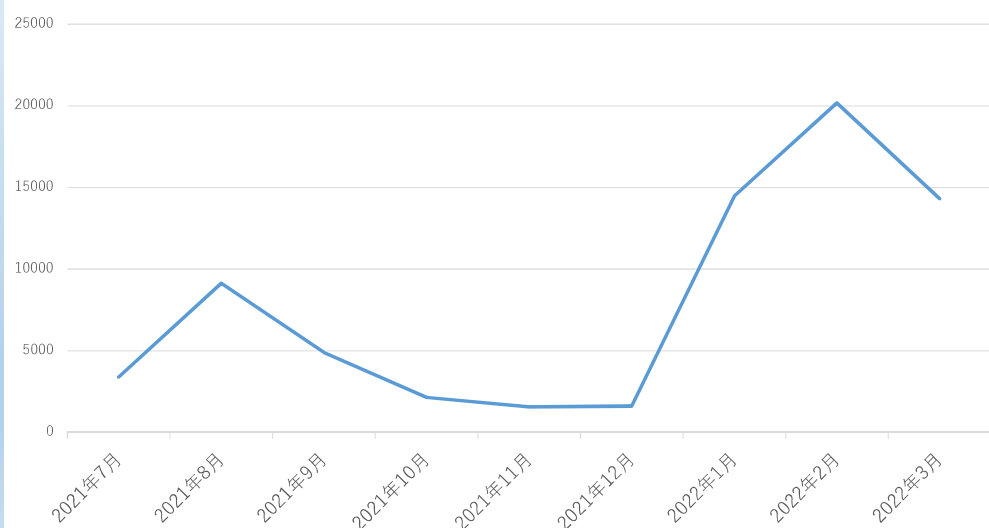
患者数



2022年1月の1日での最大患者数
345人（1月29日（土））
2022年1月の1週間での最大患者数
2085人（1月24日～1月30日）

業務量について（相談件数）

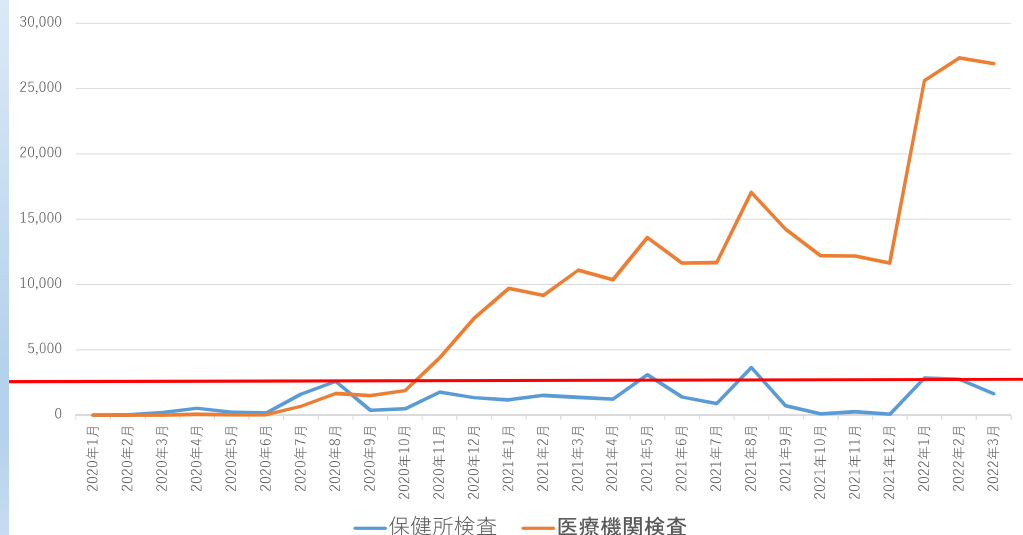
相談件数



2022年1月の1日での最大相談件数
938件（1月31日（月））
2022年1月の1週間での最大相談件数
5622件（1月25日～1月31日）

業務量について（行政検査数）

行政検査数



保健所検査は上限がある

13. その他の仕事について

必要になる業務

1. 委託契約（患者移送の運転手委託契約、移送用タクシーの委託契約、コールセンター業務委託契約、派遣職員の委託契約（事務・看護師）、行政検査の委託契約、SMSサービス利用、行政検査のための交通整理員の業務委託契約）
2. コールセンター業務（ご意見者・苦情・感染対策の相談・受診先の相談・療養日数の確認・不安など）
3. 応援職員のためのマニュアル作成
4. 報道対応
5. 関係機関との調整（医療機関・医師会・他自治体）
6. 国通知の読み解き

差別と人権について

- 感染者、医療従事者、エッセンシャルワーカー、感染者家族に対して不当な差別や誹謗中傷、ハラスメントが生じた。
- 感染者の個人情報がインターネット掲示板に書き込まれる
- 患者は近所からの目をとても気にする（初期ほど）
- 患者と無関係の市民も他人の行動について、とても気にしている